所定疾患施設療養費算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

算定条件

1 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、（肺炎の者又は尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る。）算定。
1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を10回算定することは認められない。

2 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

3 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
イ） 肺炎　　ロ）尿路感染症　ハ）帯状疱疹　　ニ）蜂窩織炎　　ホ）慢性心不全の増悪

4 算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

5 請求に際して、診断、おこなった検査、治療内容等を記載すること。

6 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

7 当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。
ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

病名／年月		2024年度												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
肺炎	人数	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	2	5
	治療日数	0	0	4	0	0	0	0	0	7	0	10	17	38
尿路感染症	人数	2	4	3	4	1	3	2	0	1	1	1	1	23
	治療日数	14	25	26	31	5	25	8	0	10	7	7	7	165
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0	10
蜂窩織炎	人数	1	1	1	2	1	0	1	0	1	1	1	0	10
	治療日数	10	7	7	15	7	0	7	0	10	10	10	0	83
慢性心不全の増悪	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0